

PCT、マドプロ、ハーグ 比較

PCT (特許協力条約) : 2014年 5月現在 148ヶ国
 マドリッド協定議定書 : 2015年 1月現在 93ヶ国
 意匠の国際登録に関するハーグ協定 : 2015年 2月現在 47ヶ国

	PCT	マドプロ	ハーグ
出願先	管轄受理官庁又は国際事務局	本国官庁	管轄受理官庁又は国際事務局
優先権	パリ優先権 国内優先権	パリ優先権	パリ優先権 パリ条約の例による出願(WTO加盟国)
優先権の証明書	必要 原則優先日より16月以内に提出 ただし、この期間を過ぎても国際公開の前日までに国際事務局に到達すればよい	不要	不要
基礎出願又は基礎登録	不要	必要	不要
指定国	みなし全指定	出願時に指定又は事後指定	出願時に指定(事後指定不可)
言語	受理官庁が認める言語 日本国特許庁の場合は日本語又は英語	英語、フランス語、スペイン語 日本国特許庁の場合は英語	英語、フランス語、スペイン語
国際公開(公表)	優先日より18か月 (公開請求可)	国際登録簿に登録後	国際登録から6月後 国際登録後の即時公表、又は、公表の延期を請求可能
補償金(金銭的)請求権	あり	あり	あり
補正	国際段階では、19条補正(請求の範囲)、34条補正(請求の範囲、明細書、図面)、明かな誤りの訂正	商標の補正不可 国際登録の指定商品役務の減縮補正可、拒絶通報時の指定商品役務の減縮補正可	国際出願については、書面の不備について可能各指定官庁では 国際公表後に可
取り下げ(国際登録の放棄)	出願の取り下げは優先日から30月	国際登録の放棄	国際登録の放棄
変更	国内移行時の各国の法令による(日本は可)	変更不可	国際公表後に可
国内移行	優先日より30月(20月の国もあり)	なし	なし
国際調査 国際予備審査	あり	なし	なし
セントラルアタック	なし	あり(国際登録から5年)	なし(国際登録の消滅は各国の登録に影響する)
代替	なし	あり	なし
新規性喪失の例外 (出願時の特例:商9条)	国内処理基準時の属する日後、30日以内にその旨の書面及び証明する書面の提出	国際商標登録出願の日から30日以内にその旨を記載した書面及び証明書を提出	国際公表の日後、30日以内にその旨を記載した書面及び証明する書面を提出
出願人のメリット	<ul style="list-style-type: none"> 国際調査により特許性(新規性、進歩性、産業上利用)が示される。 パリルートと比較して翻訳文の提出期間が長くなる。 国際調査を見た後に出願を取り下げることにより公開されることを防ぐことができる。 出願手続の負担が軽減される。 自己指定が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標権の一元管理が可能となる。 早期に登録されることが見込まれる(18か月以内に拒絶の通報を受けなければ登録される)。 国内登録を維持した場合に比べ料金が安くなる。 出願手続の負担が軽減される 翻訳負担が軽減される 	<ul style="list-style-type: none"> 意匠権の一元管理が可能となる。 単一の通貨(スイスフラン)により支払いが可能。 出願手続の負担が軽減される 翻訳負担が軽減される 自己指定が可能。 複数意匠について一括出願が可能(意匠の全てが国際意匠分類の同じ類に属するもの、最大100意匠)